八　請求者が死亡した認定退所者の一親等の尊属であるときは、請求者以外の特定配偶者等全員の同意書。ただし、死亡した認定退所者が遺言により支給を受ける一親等の尊属である特定配偶者等を別に定めた場合は、この限りでない。

3　第一項の規定により請求書を提出すべき場合において、厚生労働大臣は、特別な事由があると認めたときは、その書類の添付を省略させ、又は認定に係る審査のために必要な書類の提出を求めることができる。

4　第一項の認定を受けた者が、特定配偶者等支援金の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る特定配偶者等支援金の支給を受けようとするときも、前三項と同様とする。

5　認定特定配偶者等が死亡し、他の特定配偶者等が特定配偶者等支援金の支給を受けようとするときも、第一項から第三項までと同様とする。

（特定配偶者等支援金の転給の請求）

第十条　認定特定配偶者等が一年以上所在不明である場合であって第十四条第六項の規定により特定配偶者等支援金の支給を一年以上停止されているときは、他の特定配偶者等が特定配偶者等支援金の支給の申請を行うことができる。

2　前項の規定により特定配偶者等支援金の支給を受けようとする特定配偶者等は前条に定めるところにより認定を受けなければならない。

（支給期間等）

第十一条　特定配偶者等支援金の支給は、第九条第一項の規定による認定の請求があった日の属する月の翌月から始め、特定配偶者等支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2　特定配偶者等支援金は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月までの分を支払う。

3　特定配偶者等支援金の額の計算においては、その額に百円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（特定配偶者等支援金の額の改定）

第十二条　認定特定配偶者等に特定配偶者等支援金の月額を変更すべき事実が生じたとき（次項に規定する場合を除く。）は、その事実が生じた日の属する月の翌月から特定配偶者等支援金の額を改定する。

2　認定特定配偶者等の前年の所得の額に応じて、その年の八月から当該特定配偶者等に支給する特定配偶者等支援金の額を改定する。

（特定配偶者等支援金の支給の制限等）

第十三条　認定特定配偶者等の前年の所得の額が百五十三万六千円を超えるときは、前年の所得の額から百五十三万六千円を減じた額に相当する部分（以下この項において「支給停止相当額」という。）の支給をその年の八月から翌年の七月までは停止する。ただし、支給停止相当額が百五十三万六千円以上であるときは、特定配偶者等支援金の全部の支給を停止するものとする。

2　第五条第二項の規定は、前条第二項及び前項の所得について適用する。

3　第五条第三項の規定は、前条第二項及び第一項の所得の額の算定について適用する。

4　認定特定配偶者等が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき特定配偶者等支援金で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その未支払の特定配偶者等支援金を、その者の遺族に支払うことができるものとし、支払うべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支払うことができるものとする。この場合において、特定配偶者等支援金を支払うべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による。ただし、特定配偶者等支援金を支払うべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支払うことができるものとする。

（届出）

第十四条　認定特定配偶者等は、各支払期月の前月の一日から二十日までの間に、氏名、性別、生年月日及び住所を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　認定特定配偶者等は、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した現況届を、毎年八月十一日から九月十日までの間に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　認定特定配偶者等の氏名、性別、生年月日及び住所

二　認定特定配偶者等の前年の所得の額

3　前項の現況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　住民票の写しその他の前項第一号に掲げる事項を証明することができる書類

二　前項第二号に掲げる事項についての市町村長の証明書

4　認定特定配偶者等は、次に掲げる事項が生じたときは、遅滞なく、当該事項が生じたことを明らかにすることができる書類を添えて、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一　氏名又は住所を変更したとき。

二　特定配偶者等に該当しなくなったとき。

5　認定特定配偶者等は、払渡しを受けることを希望する金融機関又は郵便貯金銀行の営業所等を変更しようとするときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

6　認定特定配偶者等が、第一項、第二項又は第四項の規定による届出をしないときは、特定配偶者等支援金の支給を一時差し止めることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条の規定により改正法による改正後の法第十五条第二項の規定が適用される同条第一項のハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者で改正法の施行前に死亡したものの死亡の当時生計を共にしていた配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び一親等の尊属のうち当該退所者に扶養されていたことのあるものについては、第七条の規定にかかわらず、法第十五条第二項の特定配偶者等とする。

2　前項に規定する者のうち、この省令による改正前の第一条第二項に規定する加算の対象となっていなかったものが第九条第一項の認定を受けようとする場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「掲げる書類」とあるのは、「掲げる書類及び死亡した認定退所者が第一条第二項に規定する加算を受けていた期間において請求者が死亡した認定退所者に扶養されていた事実を証明する書類」とする。

告　示

○宮内庁告示第六号

天皇皇后両陛下は、愛知県において開催される国際第四紀学連合第十九回大会開会式に御臨席、併せて地方事情を御視察のため、七月二十六日から同月二十八日まで同県へ行幸啓になる。

平成二十七年六月二十九日

宮内庁長官　風岡　典之

○法務省告示第三百五十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年四月十日法務省告示第二百七号の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二十九日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

有限会社釧路フイッシュ	北海道釧路市大楽毛十一番地三十一	非加熱性水産加工食品製造業

○法務省告示第三百五十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十七年六月二十九日

法務大臣　上川　陽子

一　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
是常精工株式会社	兵庫県加西市西横田町二百十一番地	機械加工

二　対象となる者　平成二十七年六月二十九日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第三百五十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年四月十日法務省告示第二百七号の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二十九日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

有限会社釧路フイッシュ	北海道釧路市大楽毛十一番地三十一	非加熱性水産加工食品製造業